

あいちの農林水産物イメージアップ事業委託業務仕様書

1 業務の目的

本県は、農業産出額が第8位（2022年）であるなど全国有数の農業県であり、全国トップレベルのブランド力を持つ農林水産物が多数あるが、自動車を始めとしたモノづくりのイメージが強いため、農林水産業が盛んであることは十分認知されていない。

これまで、B to Cの取組を中心に主に消費者を対象とした県産農林水産物のイメージアップを図ってきたが、さらなる知名度向上のためには、消費者への訴求力を高めるためB to Cの取組に加えてB to Bの取組も進めていく必要がある。

そのため、本事業では、「食」と「農」に関係した商談会に出展する事業者の支援を行うとともに、商談会会場内に県産農林水産物PRコーナーを設置することにより、特にB to B分野の関係者における県産農林水産物の知名度向上を図る。

2 概要

県内事業者（いいともあいちネットワーク会員※等）の中から、「FOOD STYLE Chubu 2024」（以下、「商談会」という。）に出展する事業者（以下、「支援対象者」という。）を募集・選定し、出展者説明会等を開催するとともに、アドバイザーによる商談成立に向けた支援等を行う。

また、商談会会場内に「いいともあいちストリート（仮称）」として支援対象者の出展スペースを設置し、加えて県産農林水産物等のPRを実施する。

(1) 開催時期

2024年10月29日（火）、10月30日（水）

(2) 開催場所

愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」
常滑市セントレア5丁目10番1号

(3) 主催

FOOD STYLE Chubu 実行委員会（事務局：株式会社イノベント内）

(4) 後援

愛知県、各関係省庁、各自治体、各食品関連団体等

(5) 内容

- ・外食、中食、小売の販路拡大に向けて食品・飲料・備品・サービスが集結する食の総合商談展示会
- ・関東（東京都）、関西（大阪府）、九州（福岡・沖縄）で開催されており、中部では今回が初開催

※ 愛知県版地産地消の取組でもある、いいともあいち運動の趣旨に賛同する事業者・団体等（2024年3月末時点の会員数 1,778 会員）

3 委託業務内容

(1) 商談会出展事業者支援

支援対象者に対して、商談成約に向けた対応方法等のノウハウの習得及び出展支援を実施すること。

ア 支援対象者の募集・選定

- (ア) 「いいともあいちネットワーク会員」から募集し、10事業者程度選定すること。
なお、支援対象候補となる事業者（いいともあいちネットワーク会員）の情報は県から提供する。
- (イ) 支援対象者は、県と協議の上、決定すること。

イ 出展支援

- (ア) 商談会に向けた事前準備等に対する支援・指導
支援対象者に対して、下記の内容を含む講習会等を2回以上開催すること。
 - ・商談会に必要なブースのビジュアルマーチャンダイジングに関する内容
 - ・商談シート及び当日必要な資料の作成に関する内容
 - ・オンライン商談に関する内容
 - ・その他、商談成約の可能性向上に資する内容
- (イ) 商談会当日の商談に対する支援
県及び主催者と調整の上、下記の内容を実施すること。
 - ・「いいともあいちストリート（仮称）」に支援対象者の出展スペース（5小間以上）を確保すること。
なお、1小間は2.25㎡（幅1.5m×奥行1.5m）程度とし、社名板、会議テーブル及びパイプ椅子を設置すること。
※ 出展スペースの小間料金は受託者負担とすること。
 - ・支援対象者の商談機会の拡大に資するようなブースの企画、運営を行うこと。
- (ウ) その他
 - ・準備から搬入・出展・撤去までのスケジュール調整、問合わせへの対応、主催者と支援対象者の連絡調整を行うこと。
 - ・支援対象者が個別にレンタル備品などの使用を希望する場合には、主催者と支援対象者の連絡調整を行うこと。
※ その費用は支援対象者負担とし、支援対象者と調整の上、費用を徴収し請求者へ支払うこと。
 - ・支援対象者が行う商談について成約に向けた助言・指導を行うこと。
 - ・その他、適宜、県と協議を行いながら決定すること。

ウ 支援対象者に対する出展成果に関する調査

- (ア) 支援対象者に対して、本事業の効果、評価及び期待などを把握するためのアンケート調査（取りまとめを含む）を実施すること。
 - (イ) 本事業の効果に関する調査項目には、商談会以降の商談件数、成約件数、成約内容を含めること。
- (2) 「いいともあいちストリート（仮称）」での県産農林水産物のPR
本県が誇る全国トップレベルのブランド品目（名古屋コーチン、抹茶、うなぎ等）の他、産出額が全国トップレベルの県産農林水産物や本県が開発した新品種、県が実施するふるさと食品コンテスト上位入賞製品等を効果的にPRすること。

- ア 県産農林水産物等を効果的にPRするブース（2小間以上）を設置すること。
なお、1小間は9㎡（幅3m×奥行3m）程度とし、社名板、100V2口コンセント1000Wを設置すること（出展スペースは主催者が提供）。
- イ PRブース出展の調整・手配、装飾及び効果的なPRを実施すること。
- ウ 運営・管理
 - (ア) 開催時にスタッフを必要な人数、配置すること。
 - (イ) 設営・撤去を行うこと。
 - (ウ) 実施に必要な物品の搬入出の手配をすること。
 - (エ) 会場、主催者との調整、クレーム・トラブルへの対応等の運営管理を行うこと。
また、来場者からの意見等を、必要に応じて随時県に報告すること。
- エ その他、適宜、県と協議を行いながら決定すること。

4 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

- ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 2部
- イ 委託業務実績報告書の電子データ 1式（CD-ROM等）
- ウ 支援対象者へのアンケート調査集計結果
- エ その他県が指示したもの

(2) 納入場所

食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

5 その他

- (1) 本業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して行うため、「デジタル田園都市国家構想交付金交付要綱」等に規定する要件を遵守すること。また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡・調整をとり、県の指示に従って行うこと。
また、事業の進捗状況について、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。
- (3) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務により作成した成果品の著作権は、原則、愛知県に属することとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。